

アスベスト（石綿）被害を考える

行政監視委員会 専門員

とみやま てつお
富山 哲雄

2011年8月25日、大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者や近隣住民らが、アスベストによる健康被害の損害賠償を国に求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。高裁は「国が健康被害の危険性を踏まえて行った法整備や行政指導は著しく合理性を欠いたとは認められない」とした上で「化学物質の危険性が懸念されるからといって、ただちに製造、加工を禁止すれば産業社会の発展を著しく阻害しかねない」と指摘。規制の判断要素になる医学的知見などは変化するため、権限行使の時期や内容は「当該大臣によるその時々的高度に専門的で裁量的な判断に委ねられている」と行政の広範な裁量権を認めたものとなり、一審判決を全面的に取り消す結果となった。

昨年5月の一審判決は国が1959年までに石綿肺との関連性や対策の必要性を認識したと認定し、旧じん肺法が成立した60年までに排気装置の設置を義務付けなかった点や72年までにアスベスト粉じん濃度の測定結果の報告を義務付けなかった点を違法と判断。国には企業との共同不法行為責任があるとして、約4億3,500万円の支払を命じていた。

じん肺（アスベスト粉じんに対する最初の法規制がじん肺法）や水俣病など健康被害をめぐる訴訟では、国の不作為責任を認める司法判断が定着してきており、今回の高裁判断は最近の司法判断の流れに逆行するとの見方も可能で、今後のアスベスト裁判への影響が注目される。

飛散したアスベストを大量に吸い込んだ場合、中皮腫や肺がんになる可能性が高いが、発症するまでに20～60年もの長期間を要することが特徴である。

アスベスト禍は過去の問題ではない。現在でも死亡者は増加しており、例えば、中皮腫による死亡者数は1999年の647人から2009年には1,156人へと増加している。

加えて、今後は公共・民間を問わずアスベストを使用した建築物の多くが建て替え時期を迎えつつある。現在、アスベストに関しては①アスベスト製品の製造、使用、輸入等の原則禁止、②建築物の解体・改築時等に労働者をアスベスト粉じんから守る、③工場や建築物解体現場からの粉じん飛散を規制し、周辺住民の健康被害を防ぐ、④増改築時のアスベスト除去の義務付け等の規制がある。政府も民間も法令を遵守し、きちんとした対応を行わなければ、再び、中皮腫や肺がんの危険性が伴ってくるのである。国民の健康や生命をどう守っていくのか、行政の責任は極めて重いと言わざるを得ない。

国会としてもアスベスト禍を拡散させないため、法令違反がないか等、十分な監視をしていく必要があるのではなかろうか。